

# 福井県新型コロナウイルス感染症・物価高騰伴走支援資金要綱

1 目的 新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに事業再構築等の事業好転および災害の影響を受けた事業の再建の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、もって当該中小企業者の経営の安定や収益力改善を図ることを目的とする。

2 融資対象者 県内において、3ヶ月以上継続して事業を営んでいる中小企業者であって、次のいずれかに該当する中小企業者

ただし、(3)については(1)、(2)または(4)に該当しない中小企業者を対象とする。

(1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること（注1）

(2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること（注1）

(3) 次の①または② i から vi のいずれかに該当すること（注1）（注2）

①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること

② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること

ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること

iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること

iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

\*中小企業者の定義  
P.1「共通2(1)」参照

\* (1)または(2)に係る認定、または(4)に係る罹災証明書を優先的に取得してください。

(3)の対象者としてすることができるのは次の①②のいずれかとします。

①認定または罹災証明書を取得できない中小企業者。

②認定または罹災証明書を取得することができるが、借入希望額を含めると、経営安定関連保証4号および5号の認定、または災害関係保証により利用することができる無担保保証限度額を超える中小企業者。

v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

(4) 激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと (注1)

### 3 融資限度額 1億円

なお、本資金に係る融資限度額について、福井県中小企業者向け制度融資要綱(共通)5の規定にかかわらず、1企業当たりの限度額とする。

\*経営安定資金(新型コロナウイルス対策分、セーフティネット保証支援分、危機関連保証支援分)との合計の融資限度額は1企業あたり1億1,000万円とします。

### 4 保証割合 (1) 融資対象者の(1)および(4)については、100%(全部保証)。

(2) 融資対象者の(2)および(3)については、申込金融機関の選択した責任共有制度(責任共有制度要綱(平成18・9・12中庁第2号)に定める制度をいう。)の方式によるものとする。ただし、責任共有制度の対象除外となる既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が保証申込受け付けした保証であって保証割合が100%保証の保証を含む。)を融資対象者の(2)または(3)で借り換える場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。ただし、借換の対象となる既往借入金は県制度融資に限る。)については、責任共有制度の対象除外とする。

### 5 使途および融資期間 融資対象者の(1)および(2)については、経営の安定に必要な事業資金

融資対象者の(3)については、事業資金とする。

融資対象者の(4)については、事業の再建に必要な事業資金とする。

(設備資金、運転資金および借換資金。ただし、借換の対象となる既往借入金は県制度融資に限る。)

10年以内(据置5年以内を含む。)

6 貸付形式 証書貸付

7 償還方法 原則として、融資期間が据置期間を超えるものは、元金均等月賦償還とする。ただし、保証期間が1年以内の場合は一括弁済でも差し支えないものとする。

8 融資利率 福井県中小企業者向け制度融資要綱（共通）の「5（5）融資利率」の別表1のとおりとする。

\*令和6年4月1日現在  
1.30%以下（保証付き・責任共有制度対象）  
1.20%以下（保証付き・責任共有制度対象外）

9 信用保証 保証協会の保証を必ず付けることとする。

（1）通常料率

信用保証率は、融資対象者の（1）、（2）および（4）については、借入金額に対し、0.85%とする。融資対象者の（3）について、責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し0.45%～1.90%の料率を、また、責任共有制度の対象除外の場合は、借入金額に対し0.50%～2.20%の料率をそれぞれ適用する。ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、責任共有制度の対象の場合は1.15%の料率を、責任共有制度の対象除外の場合は1.35%の料率を適用する。

（2）経営者保証免除対応（注3）適用の場合

融資対象者の（1）、（2）および（4）については、借入金額に対して1.05%（前記（1）から0.2%上乗せ）とする。

融資対象者の（3）について、責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し0.65%～2.10%の料率を、また、責任共有制度の対象除外の場合は、借入金額に対し0.70%～2.40%の料率をそれぞれ適用する。ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、責任共有制度の対象の場合は1.35%の料率を、責任共有制度の対象除外の場合は1.55%の料率を適用する。

（本資金は、国の定める伴走支援型特別保証制度に対応した資金である。）

10 保証料補給 この制度による融資金に係る保証については、令和6年4月1日から令和6年5月31日までに保証申込を受け付けたものについては、国と県が保証料相当額を負担するものとし、令和6年6月1日から令和6年

※国と県による保証料の全額補給は令和6年5月31日保証申込受付分までとします。  
令和6年6月1日から令和6年6月30日までに保証申込を受け付けたもの

6月30日までに保証申込を受け付けたものについては、国が保証料の一部を負担する。

については保証料の一部負担が発生します。

- 11 担保・保証人
- (1) 担保については、保証協会の定めによる。
  - (2) 保証人については、原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。また、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。

- 12 原資の預託
- 福井県中小企業者向け制度融資要綱（共通）の「6原資の預託」の別表2のとおりとする。

- 13 必要書類
- (1) 融資申込書1部 [様式第1号-1、2]
  - (2) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書
  - (3) 消費税の納税証明書（その3）
  - (4) 融資対象者であることを証する書類
    - ・ 保険法第2条第5項第4号または同条同項第5号の規定による市町長の認定書
    - ・ 罹災証明書（令和六年能登半島地震による災害に係るものに限る。）
  - (5) 経営行動計画書（以下の内容を満たすものまたは含むもの。）
    - ① 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。
    - ② 申込人の経営に係る現況・課題（原則として計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定。
    - ③ 申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果。
    - ④ 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画。
  - (6) 設備資金の場合は資金需要を証する書類を添付
  - (7) （融資対象者の（3）の場合）以下いずれかの確認書（融資対象者の（3）の要件に対応するもの）
    - ① 売上高減少要件確認書
    - ② 売上高総利益率減少要件確認書
    - ③ 売上高営業利益率減少要件確認書
  - (8) 経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対

応を適用する場合)

- (9) その他県、取扱金融機関、保証協会が必要と認める書類

#### 14 取扱金融機関の責務および報告

- (1) 取扱金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。
- (2) 取扱金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直しおよび同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- (3) 取扱金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度ごとに、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況および財務状況ならびに取扱金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。なお、同データのうち、業種、従業員数および財務状況については、信用保証協会を経由して経済産業省に送付するものとする。取扱金融機関が報告しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。

#### 15 借換えの特例

借換保証制度要綱（平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号）の定めにかかわらず、次の保証に係る既往借入金を融資対象者の（1）で借り換えることができるものとする。ただし、次の保証に係る既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。なお、借換の対象となる既往借入金は県制度融資に限る。

- ・ 保険法第12条に規定する経営安定関連保証（同法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

#### 16 その他注意事項

- (1) 保証条件については、保証協会の業務取扱要領に定めるところによる。
- (2) 県が必要と認める場合、融資または保証につい

て、取扱金融機関、保証協会、関係支援機関およびセーフティネット保証の認定を行った市町に対し報告を求め調査を行うことができる。

注1：特別小口保険にかかる保証を除く。

注2：保険法第3条の規定による普通保険に係る保証および同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証（いずれも一般分に限る。）に限る。

注3：本制度において、次の①および②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除する。

①令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。

②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に融資を行った融資金については、なお従前の例による。

\*取扱期間は令和6年4月1日から令和6年6月30日までに保証申込を受け付けたものとする。ただし、融資対象者の（4）については、上記期間内に信用保証協会が保証申込を受け付けたものであって、当該激甚災害のあった日から当該激甚災害に係る災害関係保証の適用期限までに融資実行されたものとする。